

志摩市健康づくり運動推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

志摩市が実施する志摩市健康づくり運動推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル方式による業者選定に際し、次のとおり参加業者を募集します。

令和5年12月25日

志摩市長 橋爪 政吉

1. 業務の概要

(1) 業務名

志摩市健康づくり運動推進事業業務委託

(2) 募集の概要

志摩市では、市民の健康の保持・増進を図ることを目的に、複数の運動プログラムについての提案を広く事業者から募集し、総合的な判断により委託業者を選定する。

(3) 委託業務

- ①成人の運動・スポーツ講座
- ②高齢者向けの運動・スポーツ講座
- ③幼児・児童生徒向けの運動・スポーツ講座
- ④その他業務

各業務の詳細については「志摩市健康づくり運動推進事業業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) 委託場所

健康推進課で確保した阿児町・大王町内の公共施設とする。

(5) 委託期間

導入業務 契約締結日から令和6年3月31日

業務実施 令和6年4月1日から令和7年3月31日

ただし、志摩市が、その業務の実施につき著しく不相当と認めた場合には、委託期間の満了日以前に契約を解除することができる。

2. 見積限度額

6,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※上記金額は、導入業務から事業実施に関する費用の合計額になる。

※見積限度額を超えた見積金額の提案は、無効とする。

3. 契約方式

公募型プロポーザル方式による随意契約

4. 実施スケジュール

別紙1「事業の全体スケジュール及び事業開始までの手順」のとおり

5. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者は、募集要項公告日から本業務委託契約締結日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 志摩市健康づくり運動推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項及び健康づくり運動推進事業業務委託仕様書に示す業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であること。

(2) プログラムの作成に関して、健康運動指導士等の運動関係有資格者の監修を受けること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 令和5年12月1日現在で志摩市競争入札資格者名簿志摩市契約規則第3条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿の2401施設運営・管理（7運動施設）に登録されていること。また、引き続き以下の要件をすべて満たしていること。名簿に登録されていない又は申し込み締切日において、志摩市における一般競争入札等の指名停止の措置に該当している応募者については、選定の対象外とする。

1) 国税について、法人は、「法人税」及び「消費税及地方消費税」について、申請日における未納の徴収金がないこと。個人事業者は「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について、申請日における未納の徴収金がないこと。

2) 地方税について、登録されている本社または委託先となる営業所等の所在地が三重県内の場合、所在地における市町税について未納の徴収金がないこと。

(5) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成20年志摩市告示第34号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置期間中でないこと。

(6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査による認定を受けていること。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない法人であること。

(9) その他募集要項で示した委託の条件を満たしていること。

6. 委託の条件

(1) 人員配置

業務内容が可能な人員を配置する。配置にあたり、統括管理責任者、現場責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）の要員を適正数配置し、効率的かつ効果的運営が可能な体制を整備し、正確かつ迅速で、利用者や問い合わせ者等に安心感を与えるような丁寧な対応を行うこと。

統括管理責任者及び現場責任者は受託者の正職員であること。

(2) 従事者等の配置及びその責務

1) 統括管理責任者

受託者は、業務の円滑な実施を図り、業務全体を把握し、調整することができる統括管理責任者を配置すること。

統括管理責任者は、受託業務全体の管理、業務の改善、業務の質の維持及び向上、各種調整業務の実施、連絡事項の周知徹底、現場責任者等の育成、リスク管理及び健康推進課への報告等を行うこと。

2) 現場責任者

受託者は、受託業務の内容や流れを熟知し、現場を適正に管理できる知識や経験をしている現場責任者を配置すること。

現場責任者は、健康推進課との協議の窓口になるとともに、業務の適正な履行と確認、業務報告、従事者の指揮・管理、トラブル発生時の迅速な対応等を行うこと。

3) 従事者

受託者は、受託業務の内容を理解し、適切に業務執行ができる者を従事者として配置すること。

7. 参加申込書及び提案書類等の提出

参加申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、11.（1）書類提出先に一括して郵送（簡易書留）又は持参により9部（正本1部・副本8部）提出する。ただし、「参考見積書」「会社概要書」「納税証明書」は正本1部のみ提出する。なお、受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は一切認めないこととする。

(1) 提出書類一覧表

順番	提出書類の名称	様式	規格等
1	企画提案書	様式第5号	・A4判20頁以内
2	運営に関する事項	様式第6号	・A4判3頁以内
3	本業務の人員体制	様式第7号	・A4判
4	参考見積書 (見積明細書を含む)	様式第8号	・見積りの内訳を可能な限り詳細に記載する。 ・正本1部として、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、並びに社印を押印したものを提出する。
5	業務実績内容	様式第9号	・A4判1項
6	会社概要書	任意様式	・A4判1頁 ・正本1部
7	納税証明書	国税に関する納税証明書	・法人：「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書（コピー

	(所轄税務署 発行)	可) (その3の3) ・個人:「申告所得税」及び「消費税及び地方 消費税」について未納税額のない証明書(コピー 可) ・正本1部
	市町税完納証 明書等(各市 町発行)	・申告者(志摩市競争入札資格者名簿に登録さ れている本社または委託先となる営業所)の所 在地における市町税の完納証明書 ・正本1部

(2) 提出に係る注意事項

- 1) 「参加申込書(様式第1号)」、「(1)提出書類一覧表」の順番にまとめ、インデックス(見出し)をつける。
- 2) 提出書類の文字のサイズは11ポイント以上とする。
- 3) 様式ごとに両面印刷とし、頁数をページの下中央に記載する。
- 4) 2穴綴じとし、A4判縦型フラットファイル又は紐綴じ等簡易な綴じ方とする。
- 5) 専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現に努める。
- 6) 正本1部(参考見積書を含む。)は、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、並びに社印を押印したものとし、副本8部は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印していないものを提出する。
※副本は、作成した会社等が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないこと。
- 7) 提案書は、1者1提案とする。
- 8) 郵送により提出する場合は、封筒の表に提案書在中と朱書きすること。

(3) 受付期間

公告日から令和6年1月17日(水)の午後5時まで(必着とする)。

ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までの間は除く)までとする。

郵送により提出する場合においても、受付期間内に必着とする。

受付期間内に提出がない場合、提出書類に不備がある場合は本業務のプロポーザルへの参加を無効とする。

8. 質問及び回答

質問がある場合は、電子メールにより提出すること。電話またはファクシミリによる質問は受け付けない。

質問受付期間・時間は、広告日から令和6年1月12日(金)の正午までとする。様式は特に指定しないが、電子メールの件名を「志摩市健康づくり運動推進事業業務に関する質問について(業者名)」とし、ファイルは添付せずに本文中に、質問内容を簡潔に記載し、

「kenko@city.shima.lg.jp」に送信する。送信後は、質問受付期間・時間内（ただし、正午から午後1時までの間及び市の休日は除く。）に電話により健康推進課に受信確認をすること。

回答は、令和6年1月15日（月）午後5時までに志摩市ホームページ上で行う。

9. 審査方法及び審査内容

(1) 選定方法

別紙「志摩市健康づくり運動推進事業業務委託プロポーザル方式審査要項」（以下「審査要項」という。）による。

(2) ヒアリングの実施日程

令和6年1月25日（木）予定

※詳細については、プロポーザルの参加資格審査結果通知書で連絡する。

10. 契約手続等

(1) 契約交渉相手方等の決定・審査結果の通知

審査要項に規定する審査結果により、契約交渉相手方及び順位を決定する。選考結果は、契約交渉相手方及び順位を決定後速やかに提案書提出者全員に対し、書面により通知する。

(2) 異議申し立て

審査結果に関する異議申し立ては、通知書に記載する日までにを行うこと。

(3) 辞退

契約交渉相手方の辞退は、審査結果通知の到着の1週間以内に行うこと。

(4) 契約内容の交渉

契約内容については、提案された内容等を踏まえ、契約交渉相手方に選定された者と交渉し決定する。

(5) 契約保証金の納付

契約保証金については、志摩市契約規則第31条による。

(6) 次点者との契約

契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行う。ただし、次点者及びそれ以降の者が審査要項に定める得点要件を満たさなかった場合は除く。

11. 書類提出先及び問合せ先

(1) 書類提出先

志摩市役所 健康福祉部 健康推進課

〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-1（サンライフあご）

(2) 問合せ先

志摩市役所 健康福祉部 健康推進課 健康増進係 岡島・濱地

電話番号：0599-44-1100 FAX：0599-44-1102

e-mail : kenko@city.shima.lg.jp

12. その他

(1) 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別

提出された書類及び審査の過程は非公表とする。

(2) 提案に係る費用の負担に関する事項

参加申し込み、提出書類の作成及び提出、ヒアリング等への参加等に関する費用は全て提案者の負担とする。

(3) 参加申し込み後の辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、「辞退届（様式第3号）」を持参又は郵送により提出する。

(4) 参加資格の抹消

参加申し込みした法人が次の事項のいずれかに該当した場合には、その申し込みを無効とし、選定の対象から除外するものとする。

1) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合。

2) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当した場合。

3) 応募受付の締切日以降において、志摩市における一般競争入札等の指名停止処分を受けた場合。

(5) 言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。

(6) 提出書類の取り扱い

提出書類は、参加者に返還しない。

別紙1

事業の全体スケジュール及び事業開始までの手順

内容	期日又は期間
参加申込書及び提案書類の受付	公告日から令和6年1月17日（水）の午後5時まで ※持参の場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時とする。 ※郵送の場合は、簡易書留により期間内必着とする。
本プロポーザルに関する質問の受付 ※電子メールによる	公告日から令和6年1月12日（金）の正午まで
本プロポーザルに関する質問の回答 （電子メール）	令和6年1月15日（月）の午後5時までに、志摩市ホームページ上で回答する。
参加資格審査結果通知書の送付	令和6年1月19日（金）
ヒアリング	令和6年1月25日（木）
審査結果通知書の送付	令和6年1月下旬（予定）
委託予定者と契約締結	令和6年2月上旬（予定）
業務準備期間	契約締結後
事業開始	令和6年4月1日（月）